

すべての後期高齢者に資格確認書の交付を求め 東京都広域連合に要請・懇談 利用者の実態把握を進めよう



8月からの後期高齢者の資格確認書の交付をめぐり、厚生労働省が「84歳以下の被保険者のマイナ保険証利用実績によって、職権交付しない」という方向性を示したことを受けて、7月3日(金)東京高齢期運動連絡会と東京社保協連名で、東京都後期高齢者医療保険広域連合に、「2026年8月以降も後期高齢者全員に、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書の職権交付を継続してください」と、要請をしました。広域連合側は、小崎企画調整課長と井上資格保険料課長が対応しました。

広域連合からは、「東京では、厚生労働省が指示した通り、85歳以上の人には、全員に資格確認書を自動的に交付し、75歳から84歳までの人には、直近1年間で6回以上マイナンバーカードを保険証として使用し、直近3か月の間に使用歴がある人には、資格確認書を交付せず、資格情報のお知らせを送る。区市町村による違いはない」「混乱のないように6月中に対象者にリーフレットを送り、自治体にも周知した」「資格情報のお知らせが届く人には、資格確認書の申請用紙を同封して送っている」「申請理由を自分で書かなくても、チェックボックスにチェックするだけでいいようになっている」「一度、資格確認書の発行依頼をすれば次年度以降は自動発行になる」と説明がありました。

しかし、利用者の中には、「マイナ保険証」と「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」の区別がつかない人も少なくありません。8月1日以降に、これまで使えていたものをそのまま医療機関に持参することで混乱が起こることが考えられます。こうした利用者の実態に基づいて、引き続き懇談を続けていくことが確認されました。

新たなたたかいが始まりました 第17回総会にご参加ください 生存権裁判を支える東京連絡会

10年以上にわたる裁判闘争で、各地の地裁や高裁での勝利という成果を積み重ね、2025年6月27日最高裁判第3小法廷判決は、大阪と愛知の生活保護



基準引き下げ処分について、「厚生労働大臣の判断は合理性を欠き、裁量権の逸脱・濫用に当たる」として違法性を明確に認定し、原告勝利判決を言い渡しました。ところが厚生労働省は、「新たな基準」を持ち出して、追加支給されるはずの保護費を半分に値切ってきました。こうした不当な国の対応に対して、新たなたたかいが始まっています。あらためて最高裁勝利判決の意義を学び、すべての人が人間らしく生きられる社会の実現をめざして、生存権裁判を支える東京連絡会の総会が開催されます。お誘いあわせでご参加ください。

生存権裁判を支える東京連絡会 第17回総会 開催のお知らせ

【と き】8月30日(日)13時00分開場

【ところ】けんせつプラザ東京5階会議室

(J R 錦町線大久保駅 徒歩3分 J R 山手線新大久保駅 徒歩10分)



次回の4の日宣伝 8月はおやすみ巣鴨駅で 9月14日(月)12時から

東京社保協ニュース

東京社会保障推進協議会
〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10
東京労働会館6F
TEL: 03-5395-3165 FAX: 03-3946-6823
東京社保協 検索

介護する人・受ける人が ともに大切にされる介護保険制度の実現へ 8月から10月新介護署名に取り組み秋の臨時国会に集中しよう



【まず国は国の狙う介護3大改悪おさらい】

その1 利用料2割負担の対象拡大

その2 ケアプランの有料化

その3 要介護1, 2(立ち上がりや歩行、入浴や排せつなどに部分的な介助が必要な状態)の生活援助等の保険給付はなし

介護をめぐる深刻な実態の告発と私たちの運動の広がりの中でなんとか押しとどめていますが、①利用料2割負担については、2026年度中に結論として審議継続となっています。

②ケアプランの有料化については、住宅型有料老人ホーム入居者へのケアプランの有料化を突破口にしようとしています。

③要介護1, 2の保険給付はなしは、実施見送りとなりましたが、「中山間・人口減少地域」に、要介護5も対象にした「給付に代えた仕組み」を創設するとしています。

2026年度中という期限が示された予断を許さない情勢のため、8月からの集中した運動が提起されています。

大改悪を断念させ、今度こそ介護保険制度・介護報酬の抜本改善、大幅な処遇改善で、介護する人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度の実現に転換させる、集中的な大運動が必要です。

【そこをお願いします】

①新介護署名を8月から10月に集中的に取り組みましょう。⇒秋の臨時国会で署名を提出します。

②地元の自治体から介護保険の3大改悪撤回のための意見書採択運動に取り組みましょう。

③第10期介護保険計画を把握し、自治体に介護要求を届けましょう。自治体独自の介護支援を実現させましょう。

東京のすみずみから声をあげ、介護保険制度の「抜本改善」を実現しましょう。ご協力をよろしくお願いします。



差押えに負けない学習会 相談活動に役立ちます

東京社保協の事務所に、高すぎる国保料を払いきれずに滞納になり、「給料が差押えされてしまった、何とかならないか」と相談がありました。

相談者から事情の聞き取りをして早速区役所に相談に行きました。

区役所の職員から、差し押さえに至った経過について話があり、それなりの事情は分かりましたが、「本人もことの大変さがわかって、社保協に相談してきたのだから、これからはちゃんと分割払いをし

てもらおうので何とかならないか」と要請しました。当初は大変かたくなな態度を崩しませんでした。そこで、天下の宝刀「滞納処分相談対応マニュアル」を取り出し、「滞納処分停止」の条文や具体例を読み上げ、「ここに書いてあるからコピーしてもいいですよ」と粘りました。最終的には、担当者も作戦会議を行い、「差し押さえは行政執行なので取消すことはできないが、約束通り分割払いをするということなら、差押えの留保をすることはできる」として、事実上の差し押さえの停止を約束しました。

相談者は、自分でも一度交渉に行っていましたが、その時は門前払いだったそうです。国保料をはじめ

とする各種税金が高すぎて払いきれず滞納せざるをえない人も少なくありません。そんな時に相談に乗れる心強い**マニュアルの学習会が8月20日(木)18時からオンライン併用で開催されます**。住民の皆さんの困ったに対応する武器としてみんなで学習しましょう。



勢力も、与党が多数を占めているので、不採択覚悟でも、市議会に一石投じることで今後の活動や年末の市議会議員選挙の布石になるだろうと考えて提出しました。

ところが、委員会での審議が始まると、自民党の1委員が賛成に転じ、公明党も賛成に回り、大変驚きました。参議院で公明党が法案に反対の立場に変わったことや、市議選を前にして正々堂々の市民要求に反対できなかったと思われます。賛成多数での委員会採択とはとてもうれしい予想外でした。

本会議でも与党のドタバタが続きました。国への意見書が、当初は野党と公明党の共同で起草されたにもかかわらず、公明党の1議員が難色を示して採決時に退席、逆に自民党の否決方針に同意しない1議員も退席し、大差で採決されました。大義名分のために一石を投ずれば良しとした陳情が、なんと自民党と公明党の分断という津波になってしまったのは、なんとも痛快な出来事でした。

【西東京社保協 尾花事務局長】

国会では、「高額療養費の負担上限額引き上げ、OTC類似薬の追加負担」が成立してしまいましたが、地域からの運動の力で、実行を断念させましょう。

高額療養費は、今年の８月と来年の８月の２段階改悪、ＯＴＣ類似薬については来年の３月とされています。９月議会・１１月議会・２月議会と、地域の諸団体の皆さんと共同して、何回でも議会請願・陳情を出しましょう。

地域社保協の情報をお寄せください

地域の取り組みの交流で
運動を前進させましょう！
東京社保協へメールで
情報提供をお願いします

間の尊厳を守り、生活を豊かにする社会保障への転換を求めていくことが必要だとしました。

学習会は、現在の政治の流れと社会保障制度の改悪が一体のものであることがとてもよく理解できるものでした。

豊島社保協では、この学習会を皮切りに、社保協運動を再スタートさせようと準備をしています。

総会は8月26日(水)エポック10研修室にて開催します。

【豊島区労協 市川事務局長】



再始動に向け学習会
生活を豊かにする社会保障の実現へ
豊島社保協

豊島区社保協の活動を再開するために、まずは社会保障の現状について学習しようと、6月26日(金)エポック10研修室にて学習会を開催し、悪天候の中28人が参加しました。講師に、(公)日本医療総合研究所の寺尾正之氏を招き、「医療・介護の基盤インフラを充実し安心できるまちづくりを」をテーマに学習しました。

寺尾氏は、1つ日に「社会保障予算の抑制路線」について。「自助・共助・公助」を柱に圧縮され、その一方で軍事費の増大が狙われていることが示されました。2つ日に「医療・介護の給付制限・自己負担増加加速化メニュー」について。加速化の原因は自民・維新・公明の3党合意として、具体的な内容を説明されました。3つ日には「超高齢化社会に医療・介護は基盤インフラ」だとして、今こそ、人

各地域・団体の取り組み

講師は憲法学者の小沢隆一氏（慈恵医大名誉教授・9条の会事務局）で、区労連・東京上建台東支部・台東9条の会との共催でした。

小沢氏は、戦後 9 条が「言語に絶する戦争の惨禍から未来の世代を守る」とした国連憲章と一対で作られたこと、50 年代の朝鮮戦争を機に 9 条がゆがめられていった経緯について話されました。その後、海外派兵や 9 条改憲のたくらみが繰り返されたが、9 条の会はじめ国民の運動で、明文改憲を阻止してきたことの意義を述べ、大切な 9 条を未来に伝えようと訴えました。また、18 世紀のフランスを例に、生活向上を求める人々の運動が、憲法や人権宣言の確立を後押ししたこと、生存権が 20 世紀に注目され、日本では戦後の民間の「憲法研究会」の草案を経て、社会保障の土台の 25 条に結実したことも語られました。参加者からは、「若い人の参加もあり、憲法・平和を守れねばとの危機感を感じた」「団体の共同で参加も多く良い学習会ができた」「憲法と国連憲章が歴史的に一体だと深く学べた」「分かりますく憲法を身近につかめた」など感想が寄せられました。

【台東社保協 中野事務局長】

【台東社保協 中野事務局長】

憲法学習会に68人
社会保障の土台25条を学ぶ
台東社保協



7月1日(水)台東区民会館で「いま憲法を守り活かすことの意義」をテーマに憲法学習会を開催し、68人が参加しました。